⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成27年11月20日において次の要件を満たすものとする。

①　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

㋐　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道トンネルであること。

㋑　トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が55㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が1,100ｍ以上の工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。また、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐の施工実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」）昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「新三国トンネル工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。

平成 27 年 10 月 26 日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　掲載日

平成27年10月９日（号外政府調達番号190号）

2　変更内容

82ページ２段目　４　予定工期中「契約締結日の翌日から平成31年３月31日まで」を「契約締結日の翌日から平成31年３月29日まで」に訂正します。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 27 年 10 月 26 日

国立大学法人山形大学

医学部附属病院長　久保田　功

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第２号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　磁気共鳴断層撮影システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成28年度10月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　磁気共鳴断層撮影システムは、静磁場強度3.0テスラ以上を有し、高分解能撮影が可能であること。

B　磁気共鳴断層撮影システムは、全身の検査が可能であり、中枢神経機能画像、灌流画像解析、拡散強調画像、MRスペクトロスコピーなど先進的な画像検査が可能であること。

C　３D画像処理用画像サーバー、画像処理ネットワーク型ワークステーションを有すること。

D　磁気共鳴断層撮影システム及び３D画像処理ワークステーションは、本院の総合医療情報システムと連携できること。

E　優れた保守体制が整備されていること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成27年12月11日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒990―9585　山形市飯田西２―２―２　山形大学医学部企画管理課調達担当（病院担当）柴崎　勝美　電話023―628―5028

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成27年10月26日から平成27年12月11日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成27年11月５日10時00分

⑵　開催場所　山形大学医学部第二会議室

5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Magnetic resonance imaging system 1 Set

⑶　Type of the procurement : Rent

⑷　Basic requirements of the procurement :

A　The MRI system must have high field magnet at 3.0 tesla or more with a superconducting magnet to provide high resolution images.

B　The system can perform MR examinations of the whole body and should include advanced performance applications, including neural functional image, perfusion analysis, diffusion weighted image, magnetic resonance spectroscopy (MRS).